

国 労 本 部 電 送 No. 6 0	発信日 2020 年 11 月 17 日	発信部 業務部	責任者	受領者

＜2020 年度 年末手当＞

ソフトバンクが回答

2.5 ヲ月分（前年比 0.5 ヲ月減） 嘱託社員は 1.0 ヲ月分

支払日 12 月 15 日（金）

ソフトバンク株式会社は昨日（11 月 16 日）、「2020 年度年末手当の支払いに関する申し入れ（闘申 1 号）」に対し、上記の回答を行った。

国労は「持ち帰り検討する」こととした。

＜冬季賞与・夏季賞与の考え方＞

ソフトバンクグループの業績目標は年度単位で設定している。ソフトバンクにおいて毎期の業績を勘案して決定している賞与原資についても、年度単位の業績に対して決定する方針をより明確にするため、冬季賞与・夏季賞与の考え方は以下のとおりとする。

- ・冬季賞与は、原則2.5ヶ月とする。（著しい業績悪化などがあった場合を除く）
- ・夏季賞与は、年度の業績目標達成状況に応じて、2.5ヶ月からの積み増しを検討する（業績によっては2.5ヶ月を下回る場合もある）。積み増し分は、特別加算賞与と位置づけ、各人ごとの貢献度に応じたメリハリのある配分を行うことを原則とする。

【冬季】	【夏季】	（年間）
原則2.5ヶ月	2.5ヶ月± α 年度業績により検討	(5.0ヶ月± α)
		※月数はいずれもB評価時

以 上